

令 和 2 年

大 東 市 議 会

開 会 議 会 議 案

提 出

令和2年5月18日

も く じ

議案第 39 号	令和 2 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次） について-----	1
議案第 40 号	大東市副市長の選任について-----	14
議案第 41 号	大東市教育長の任命について-----	15
議案第 42 号	大東市公平委員会委員の選任について-----	16
議案第 43 号	大東市公平委員会委員の選任について-----	17
議案第 44 号	大東市市税条例の一部を改正する条例について-----	18
議案第 45 号	大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について-----	20
議案第 46 号	大東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に ついて-----	23

議案第39号

令和2年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について

令和2年度大東市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,521,435千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
6 府支出金	
	3 府負担金・補助金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,079,300	2,300	10,081,600
10,079,300	2,300	10,081,600
14,519,135	2,300	14,521,435

歳出

款	項
2 保険給付費	
	11 傷病手当金
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,927,748	2,300	9,930,048
0	2,300	2,300
14,519,135	2,300	14,521,435

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
6 府支出金	10,079,300
歳入合計	14,519,135

(単位：千円)

補正額	計	備考
2,300	10,081,600	
2,300	14,521,435	

(歳出)

款	補正前の額	補正額
2 保険給付費	9,927,748	2,300
歳出合計	14,519,135	2,300

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			一般財源	備考
	特定財源				
	国府支出金	地方債	その他		
9,920,048	2,300				
14,521,435	2,300				

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	府支出金	10,079,300	2,300	10,081,600
	3 府負担金・補助金	10,079,300	2,300	10,081,600
	1 保険給付費等交付金	10,065,847	2,300	10,068,147

(款) 6 府支出金 (項) 3 府負担金・補助金
(単位: 千円)

節		金 額	説 明
区 分			
2	保険給付費等交付金 (特別交付金)	2,300	2 特別調整交付金分 2,300

(款) 6 府支出金 (項) 3 府負担金・補助金

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他		
2	保険給付費	9,927,748	2,300	9,930,048	2,300			
	11 傷病手当金	0	2,300	2,300	2,300			
	1 傷病手当金	0	2,300	2,300	2,300			

(款) 2 保険給付費 (項) 11 傷病手当金
(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	2,300	0010 傷病手当金 個人補助金	2,300 2,300

(款) 2 保険給付費 (項) 11 傷病手当金

議案第40号

大東市副市長の選任について

大東市副市長 西辻 勝弘氏の任期が、令和2年5月24日満了するにつき、その後任として、次の者を選任いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和2年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	野 田 一 之
生年月日	████████████████████

公 職 歴

昭和55年10月	大東市奉職
平成23年 4月 ～ 平成28年 3月	政策推進部長
平成28年 4月 ～ 平成29年 3月	理事兼政策推進部長

議案第41号

大東市教育長の任命について

大東市教育長として、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	水 野 達 朗
生年月日	████████████████████

公 職 歴	
平成27年 7月 ～ 現在	大東市教育委員会委員
平成28年 7月 ～ 平成28年12月	文部科学省家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会委員
平成31年 4月 ～ 令和 2年 3月	文部科学省家庭教育支援に関する有識者ヒアリング委員

大東市公平委員会委員の選任について

大東市公平委員会委員 間 昭夫氏の任期が、令和2年6月16日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

間 昭 夫

生年月日



公 職 歴

平成 4 年 6 月 ～ 現在 大東市公平委員会委員

大東市公平委員会委員の選任について

大東市公平委員会委員 中岡 亘氏の任期が、令和2年6月30日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	中 岡 亘
生年月日	████████████████████

公 職 歴	
昭和50年 4月	大東市奉職
平成22年 4月 ～ 平成24年 5月	教育委員会事務局学校教育部長
平成24年 5月 ～ 平成25年 3月	総務部長
平成28年 7月 ～ 現在	大東市公平委員会委員

議案第44号

大東市市税条例の一部を改正する条例について

大東市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の一部が施行されたことに
伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

附則第15条の4中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第19条の6の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第19条の7 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附則第28条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険条例（平成3年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「支払い」を「支払」に改める。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項を附則第1条とし、同条の次に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（次条において「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条及び第3条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議案第46号

大東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

大東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月18日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

本市が行う後期高齢者医療の事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付についての事務を追加することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物番号

2 - 1 7